

# TOPICS

# TOPICS

## 国民年金からのお知らせ

### 国民年金保険料の納付が困難な場合はご相談ください！

国民年金には、経済的な理由で保険料を納めるのが困難な場合には、申請により保険料の納付が免除または猶予される制度があります。

申請の手続きは、長浜市保険医療課、各支所市民福祉課、または彦根社会保険事務所国民年金業務課で行ってください。国民年金保険料が免除または猶予される制度は、次のとおりです。

#### ①保険料申請免除

本人・配偶者・世帯主の前年所得が一定基準以下の場合、申請して承認されると保険料が全額または一部が免除されます。承認期間は、原則7月から翌年6月までです。

※一部納付(1/4納付、半額納付、3/4納付)については、保険料の納付がなければ未納と同じ取扱いになります。

#### ②若年者納付猶予

30歳未満の方で、本人・配偶者の前年所得が一定基準以下の場合、申請して承認されると保険料が猶予されます。承認期間は、原則7月から翌年6月までです。

#### ③学生納付特例

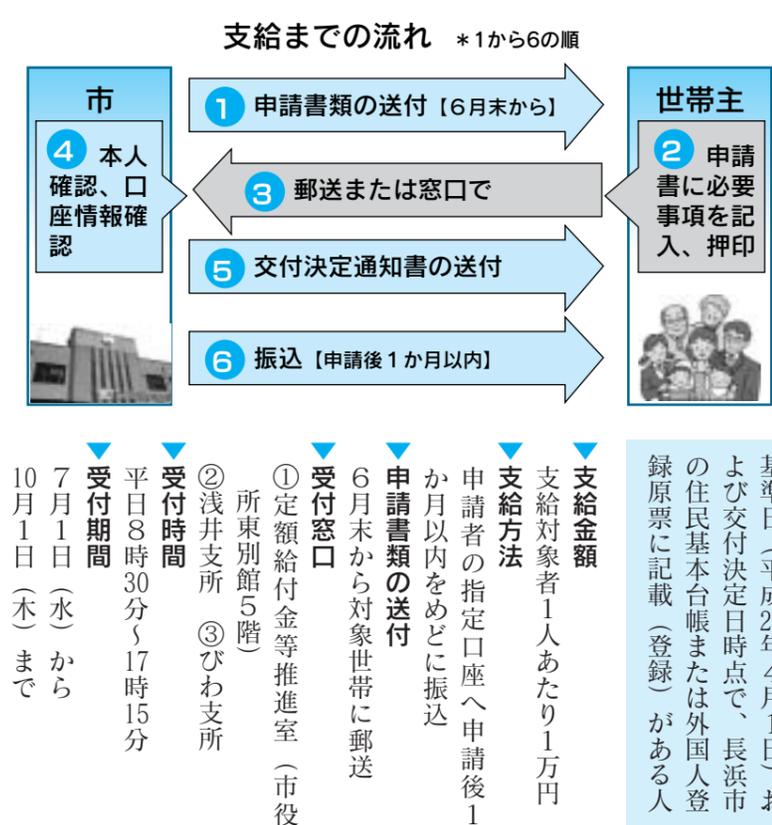
学生の方で、本人の前年所得が一定基準以下の場合、申請して承認されると保険料が猶予されます。承認期間は、原則4月から翌年3月までです。

彦根社会保険事務所国民年金業務課 (☎0749-23-1114)

## 7月1日から申請受付！ 新生児臨時給付金

市では、定額給付金の支給対象とならない平成21年2月2日から平成21年4月1日までの間に生まれたお子さんを対象に定額給付金の半額(1万円)を支給します。

申請・受給者  
支給対象者が属する世帯の世帯主



## 申請はお済みですか 定額給付金

市では、定額給付金の申請受付を行っています。申請がお済みでない方は、お早めに申請してください。

【申請期限】平成21年10月1日(木・当日消印有効)

【受付場所】①定額給付金等推進室(市役所東別館5階) ②浅井支所 ③びわ支所

【受付時間】平日8時30分～17時15分

- このような場合はお問合せください
- 申請書が届いていない。  
※平成21年2月1日時点で長浜市に住民登録または外国人登録があった方が対象
  - 申請書を提出して1か月以上経つが支給されていない。
  - 申請書が届いているが手続きがわからない。
  - 自分がどこの市町村から支給されるかわからない。
- 定額給付金等推進室 (☎6902)

- 申請方法  
申請に必要な書類を「郵送」または「持参」してください。申請に必要な書類
- ①新生児臨時給付金申請書(対象世帯に送付)
  - ②申請者の公的身分証明書(運転免許証、各種保険証などの写し)
  - ③振込先口座の金融機関名、支店番号、口座番号、口座名義が確認できる通帳の写し
- 外国籍の方の支給要件など  
外国人登録に記録されている人の場合、別途次の要件が必要です。
- 支給対象条件  
◆支給対象者・申請受給者ともに基準日・交付決定日時点で在留資格を有していることが必要です。
- ◆公的身分証明書  
支給対象者・申請受給者の外国人登録証明書の写しが必要です。
- 定額給付金等推進室 (☎6902)

## 地上テレビ放送は 2011年7月24日まで アナログからデジタルへ変わります！

アナログテレビ放送から地上デジタルテレビ放送への完全移行が近づいてきました。完全移行したとき、従来のアナログテレビは、そのままでは、デジタル放送を見ることができません。ある日突然、「テレビが映らない」ということにならないよう、地上デジタル放送への受信、早めの準備をお願いします。

詳しくは、2008年5月1日号16頁をご覧ください。

地上デジタル放送に関するお問い合わせは、総務省地デジコールセンター(☎0570・07・0101、午前9時～午後9時、土日祝日は午後6時まで)へ。

または、総務省近畿総合通信局放送課(☎06・6942・0820、平日午前8時30分～午後5時15分)へ。

放送のデジタル化については、ホームページにも掲載されています。  
<http://www.ktab.go.jp/2011>

## 平成21年8月1日より 都市計画法の規定に適合する証明 (60条証明※)に手数料が必要となります

開発行為または建築に関する証明書の交付申請手数料に1件4,000円の手数料が必要になります。

※都市計画法施行規則(昭和44年建設省令第49号)第60条

都市計画課開発指導グループ (☎6541)